

新	旧	備考
<p data-bbox="219 252 927 288">簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p data-bbox="510 355 987 419">平成 22 年 7 月 1 日 10-制度-00026 最終改正 <u>平成 26 年 3 月 25 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="163 512 983 616">この規程は、簡易通知型包括保険約款（以下「約款」という。）第 6 条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。</p> <p data-bbox="555 667 591 692">記</p> <p data-bbox="168 745 416 770">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="163 783 987 1043">(1)下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任じない。<u>但し、⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="199 1054 987 1121">①輸出契約等締結日から船積の日までの期間が 1 年超又は船積の日から決済の期限までの期間が 1 年超であるもの</p> <p data-bbox="199 1134 786 1160">②国際的取決めに基づく基準に適合しないもの</p> <p data-bbox="199 1173 651 1198">③契約金額が 500 億円を超えるもの</p> <p data-bbox="199 1211 987 1315">④輸出契約等に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）の贈賄に関する規定の違反があった場合における当該輸出契約等</p> <p data-bbox="199 1327 987 1431">⑤原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの</p> <p data-bbox="199 1444 987 1511">⑥水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易</p>	<p data-bbox="1064 252 1771 288">簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p data-bbox="1355 355 1832 383">平成 22 年 7 月 1 日 10-制度-00026</p> <p data-bbox="1010 512 1830 616">この規程は、簡易通知型包括保険約款（以下「約款」という。）第 6 条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。</p> <p data-bbox="1402 667 1438 692">記</p> <p data-bbox="1014 745 1263 770">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="1010 783 1834 927">(1)下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任じない。</p> <p data-bbox="1046 1054 1834 1121">①輸出契約等締結日から船積の日までの期間が 1 年超又は船積の日から決済の期限までの期間が 1 年超であるもの</p> <p data-bbox="1046 1134 1635 1160">②国際的取決めに基づく基準に適合しないもの</p> <p data-bbox="1046 1173 1500 1198">③契約金額が 500 億円を超えるもの</p> <p data-bbox="1046 1211 1834 1315">④輸出契約等に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）の贈賄に関する規定の違反があった場合における当該輸出契約等</p> <p data-bbox="1046 1327 1834 1431">⑤原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの</p> <p data-bbox="1046 1444 1834 1511">⑥水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易</p>	

新	旧	備考
<p>に該当するものであって、契約金額が1.5億円超のもの</p> <p>⑦本邦輸出者が本邦外に移送した貨物を、当該移送先において自己の名義で保管し、当該貨物の販売を移送先の買手と行うもの</p> <p>⑧本邦に本店を有する法人の外国支店が名義人となって締結したものの</p> <p>⑨輸出契約等に表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するものであって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの</p> <p>⑩船積実行日を起算とする決済（船積書類引渡時払、手形一覧払、引渡後定期払、一覧後定期払等のほか、各船積日をマイルストーンとするマイルストーンペイメント、輸出貨物等の到着時払、一定期間内に行われた輸出貨物等の船積みに係る代金等の決済予定日が当該一定期間の末日又は当該末日からの経過日を起算として定められる決済（プログレスペイメント）を含む。）以外の決済を含むもの</p> <p>⑪輸出契約等の相手方（輸出契約等の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。ただし、約款第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。以下同じ。）又は仕向国（約款第11条第1号の危険をてん補する場合に限る。）のいずれかが引受基準適用日又は約款29条1項に規定する通知を受けた日において保険証券記載のものと異なるもの</p> <p>⑫ 輸出契約等の相手方が引受基準適用日において「海外商社名簿について」（平成13年4月1日 01-制度-00063。）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）のGS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格若しくは名簿区分P若しくはSA格、SC格又は事故管理区分Rに格付けされていない輸出契約等</p> <p>⑬ <u>輸出契約等の契約金額の全額又は一部が政府開発援助契約等（「別紙2 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。）の1（1）又は2. に該当するもの（決済方式にかかわらず、ラインバース方式等により決済が行われるもの</u></p>	<p>に該当するものであって、契約金額が1.5億円超のもの</p> <p>⑦本邦輸出者が本邦外に移送した貨物を、当該移送先において自己の名義で保管し、当該貨物の販売を移送先の買手と行うもの</p> <p>⑧本邦に本店を有する法人の外国支店が名義人となって締結したものの</p> <p>⑨輸出契約等に表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するものであって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの</p> <p>⑩船積実行日を起算とする決済（船積書類引渡時払、手形一覧払、引渡後定期払、一覧後定期払等のほか、各船積日をマイルストーンとするマイルストーンペイメント、輸出貨物等の到着時払、一定期間内に行われた輸出貨物等の船積みに係る代金等の決済予定日が当該一定期間の末日又は当該末日からの経過日を起算として定められる決済（プログレスペイメント）を含む。）以外の決済を含むもの</p> <p>⑪輸出契約等の相手方（輸出契約等の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。ただし、約款第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。以下同じ。）又は仕向国（約款第11条第1号の危険をてん補する場合に限る。）のいずれかが引受基準適用日又は約款29条1項に規定する通知を受けた日において保険証券記載のものと異なるもの</p> <p>⑫ 輸出契約等の相手方が引受基準適用日において「海外商社名簿について」（平成13年4月1日 01-制度-00063。）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）のGS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格若しくは名簿区分P若しくはSA格、SC格又は事故管理区分Rに格付けされていない輸出契約等</p>	

新	旧	備考
<p><u>を含む。)</u></p> <p>(2) I L Cにより代金等が決済されるもの及び政府開発援助契約等を除き、名簿の格付けにより信用事由（約款第 12 条第 11 号から第 14 号までのてん補事由をいう。）のてん補範囲を制限するものとする。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 国別引受基準 (略)</p> <p>附 則 [<u>平成 26 年 3 月 25 日</u>] この改正は、<u>平成 26 年 4 月 1 日</u>から実施する。</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 2] (略)</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] (略)</p>	<p>(2) I L Cにより代金等が決済されるもの及び政府開発援助契約等（「<u>別紙 2 政府開発援助契約等</u>」に規定するものをいう。<u>以下同じ。</u>）を除き、名簿の格付けにより信用事由（約款第 12 条第 11 号から第 14 号までのてん補事由をいう。）のてん補範囲を制限するものとする。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 国別引受基準 (略)</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 2] (略)</p> <p>[別 表 1] ～ [別 表 2] (略)</p>	